

りんくぶらす

(連携型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社アドバンスが設置運営する指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 りんくぶらす（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という）に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

(運営の基本方針)

第2条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は隨時通報により その者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようとするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、隨時対応サービス及び隨時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅での生活を送ることができるようにするものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。
- 8 前各項のほか、「大東市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」第7条及び第8条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 りんくぶらす
- (2) 所在地 大阪府大東市野崎3丁目2番18号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 (常勤1名)
 - ・事業所の従事者および業務の一元的な管理
- (2) オペレーター 提供時間を通じて1名以上 (業務委託)
 - ・利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
 - ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
- (3) 計画作成責任者 (常勤1名)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
 - ・サービス提供の日時等の決定
 - ・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 (常勤6名 非常勤2名)
 - ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等提供時間を通じて1名以上 (常勤3名)
 - ・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問
- (6) 訪問看護サービスを行う看護師 連携先の訪問看護事業所に1名以上
 - ・月1回のアセスメント実施
 - ・居宅サービス計画に沿った定期的な訪問 (利用する方のみ)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの内容は重要事項説明書のとおりとし、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額から介護保険給付費を除いた額（自己負担割合分（1割～3割））とします。
2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとします。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者に説明し、1ヶ月前までに文書で申し入れるものとします。また、その場合には、利用者又はその家族に対し

て事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

3 第7条の通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円をいただきます。

4 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとします。

5 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とします。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施区域は次のとおりとします。

大東市

（衛生管理）

第7条 サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとします。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第8条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとします。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第9条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキー ボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

2 合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者 及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓 口を設置する等の必要な措置を講じます。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

3 事業所は、提供した定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険 法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又 は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市 町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告 します。

5 事業所は、提供した定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスに係る利用者から の苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調 査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合 においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内 容を国民健康保険団体連合会に報告します。

(個人情報の守秘義務について)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負います。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とします。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の 同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得 ておくものとします。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとします。

- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとします。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとします。

(身体的拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保します。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 隨時

2 事業者は訪問介護員に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとします。

(記録の整備)

第17条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2 事業所は、利用者に対する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、介護・医療連携推進会議を行った日

(7) 身体的拘束等の記録については、当該サービスを提供した日

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(介護・医療連携推進会議)

第17条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。

3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。

4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(訪問看護事業者との連携)

第18条 連携型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととします。

2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。

- (1)利用者に対するアセスメント
- (2)隨時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3)医療・介護連携推進会議への参加
- (4)その他必要な指導及び助言

附 則

この運営規程は、R7年6月1日から施行します。